

第10回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年4月17日(水) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 13名

1番 妹 尾 伸 二

2番 嗟 峨 弘 巳

3番 押 切 秀 志

4番 新 井 功 仁 恵

5番 小 椋 学

6番 阿 部 栄 子

7番 篠 原 弘

8番 齋 藤 晃 佳

9番 谷 口 正 明

10番 宮 崎 義 幸

11番 工 藤 均

12番 百 々 栄 二

13番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 埴 見 堅

農地係 前 田 一 成

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|---------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 浜中町農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 浜中町農業委員会委員の辞任について |
| 日程第 13 | | 次回総会日程（予定）について |

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得4件でございます。

整理番号1の届出人は、釧路市芦野〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇〇月〇〇日付けで権利の取得、整理番号2の届出人は、恵茶人〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、昭和〇〇年〇月〇〇日付けで権利の取得、整理番号3の届出人は、札幌市白石区東札幌〇条〇丁目〇番〇〇-〇〇〇号、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、平成〇年〇月〇〇日付けで権利の取得、整理番号4の届出人は、浜中町恵茶人〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、平成〇〇年〇月〇〇日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地の詳細につきましては、議案書2ページから6ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

なお、整理番号1から4の全てに共通している恵茶人〇〇〇番に係る相続人の〇〇〇については、整理番号1、2、4については〇分の〇、整理番号3の〇〇〇〇氏は〇分の〇となっております。

以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから報告第1号の質疑を行います。本案については、整理番号4で〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号3までの審議を行います。

それでは、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

整理番号2は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

整理番号3は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号4の質疑を行います、

○番〇〇委員については、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、整理番号4について、質疑ありませんか。

妹 尾 委 員 議案書には被相続人〇〇〇〇から〇〇さんが相続することとなっているが、関係資料だと所有者は〇〇〇〇さんになっている。これは、どういう違いなんでしょう。

(登記完了証写しの配付あり)

事務局長 お配りの登記完了証で確認できると思いますが、今回○人の方が共同で相続登記を行っており、○○さんを除く○人の方は○からの相続です。○○さんについては元々の所有者が○○の○○さんになっており、○○さんが亡くなった後に○○さんの○である○○さんに相続されればよかったです、その手続をしないまま○○さんも亡くなってしまいました。

そこでこの度、○○さんの○にあたる○○さんが相続人となったのですが、まず○○さんから○○さんへ、○○さんから○○さんに相続という形を一度に行ったため、関係資料の元の所有者は○○さんの名前が載っております。

議長他に何か御質問ございませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
整理番号4は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり承認されました。

(○○委員入室)

日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転1件、賃貸借による権利の設定2件の許可申請でございますが、整理番号1は、札幌市白石区東札幌○条○丁目○番○○-○○○号、○○○○ほか○名の所有地、対象地は恵茶人○○○番、○筆、面積○○万○、○○○.○○㎡で、この土地を厚岸町乙幌○番地、○○○○○○○○○に売買による権利の移転、整理番号2は、厚岸町乙幌○番地、○○○○○○○○○所有地、対象地は恵

茶人〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を恵茶人〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、整理番号3は、厚岸町乙幌〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇社所有地、対象地は恵茶人〇〇〇番地、ほか〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を恵茶人〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については前田主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

前田主事 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
整理番号1について、8番齋藤委員、お願いします。

齋藤委員 補足説明いたします。
整理番号1の土地ですが、〇〇〇〇さんほか〇名の内、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇〇したということで、この土地が使われないということになり、かつ、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇を進めており、この周辺の土地も取得していらっしゃるのので、この土地を有効活用していただくことに問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号2と3について、6番阿部委員、お願いします。

阿部委員 整理番号2と3の補足説明をいたします。
整理番号2の〇〇さんは、馬の生産をしており、最近取引価格の上昇により馬の頭数を増やすなどしております。放牧場、採草地が不足しているため、賃貸借するのは問題ないと思います。
整理番号3の〇〇さんも同様ですので、特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
それでは、議案第1号の質疑を行います。本案については、整理番号1で、〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから議案第1号の質疑を行います。

整理番号1について、質疑ありませんか。

妹尾委員 権利設定の理由欄に売主は用地有効利用って書いてあり、買主は相手方の要望と書いてるんですが、これのほか2、3と関連して誰かに貸すために買うということなんですか。

議長 事務局、内容分かりますでしょうか。

事務局長 特に聞いていません。その後の活用については、現在のところ売買したあとは馬の放牧地として使うと、それから先のことは、まだ聞いておりません。

齋藤委員 2番と3番関連の質問だと思いますが、1番で補足説明を行った立場から知り得ている内容を報告します。

〇〇〇〇さんほか〇名の方は、札幌だったり、離農した方だったりで、この土地はもう使われないう点と、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇しているのは今、色々出てきているので分かっていると思いますが、この2番3番というところは、僕の担当ではないですが、借りたいという〇〇さんと〇〇さんが〇〇さんに土地を取られちゃった形で、自分たちの経営がこの後、面積が足りなくなるということで、少しの間だけでも貸してくれよという話で、一部だけ〇〇〇〇さんの方から、それぞれが馬を放牧したりとか、採草したりとか、短い間だけ貸してくれとのことだったらしいです。

〇〇さんとしては、将来自分たちの家畜をそこに放牧しようとは思っているらしく、結構土地面積が広いので、その準備にしばらくかかるので、多分〇年〇か月というのは、そういう期間だと思います。柵とか線を引っ張るのに、多分自分たちでやると、その期間の分でも貸すということだと思います。

今回の整理番号1番は、そういう可能性もあるんですが、今までこの土地の使っていた〇〇〇〇さんが〇〇したので、使う人がいない、それじゃあ〇〇〇〇すると言っている〇〇〇〇さんが買い取りますよということだと思います。

議長 去年から隣接する土地を〇〇さんが買い取っているんで、それに伴って売りたい人が〇〇さんに話を持ち込んでの継続だと思います。たまたま〇〇さんと〇〇さんに関しては、元々農地を使っていたのではないかと、それで〇〇さんと協議をして、期間限定で借りたいというのがこの賃貸借の要件だと思います。

今回も〇〇〇〇ほか〇名で〇〇さんも入っていますが、ここ自体も共同牧場という形で、おそらく地権者の人たちはもういらないうことのようなようです。

妹尾委員 買主の相手方の要望というのが気になっており、〇〇〇〇のために買うんじゃないよと、ここがいつもと違う。売買するときとか賃貸借するときには、買う側は〇〇〇〇と言うんですが、相手方の要望だと僕は欲しくないんだけど買って欲しいと言うんで買うんですという書き方で、それでいいのかなと思います。

議長 双方で協議が成り立っており、地権者の方々はまだ使わないので売りたい、〇〇〇〇さんは過去に隣接地を取得し〇〇〇〇を収めている。そういうことで今回もこの土地を取得することになったと思います。

妹尾委員 どうしても気になるのが、権利設定の理由で買主の意図が分からない、〇〇〇〇〇〇するわけでもないし、願いに応じて欲しいというのが、これでいいのか、農地を守っていけるのか。

事務局長 今回のこの手続きにあたって〇〇〇〇さんから聞いた話だと、〇人のうち〇人の人たちは売ってお金にしたいと言っていたと、〇〇〇〇さんが農地を買います、売ってくださいといった看板を立てている、そこで〇〇〇〇さんに持ちかけたのだと思います。

宮崎委員 せめて〇〇〇〇したいとのことぐらい書いてくれれば、なんのこともなかったのでしょうけれども。

事務局長 今回は、売りたい人の希望で話が進んだようなので、このように記載したのだと思います。

議長 言ってみれば、買った人が有効的に使ってくれるから買える人を買ってほしい、基本的には農地自体が浜側の草地で有効的に使えるかどうかは、色々疑問符があって、牧場やなんかにしても地目は農地になっているけども牧場がすでに原野化しているところもあるので、地権者の希望により農地を買ったということでしょう。

妹尾委員 これって、議案を農業会議とかそういうところに提出するんですよね。

事務局長 関係書類は行かないですが、議案は振興局に送付しています。

妹尾委員 相手方の要望で買うということで問題視されないのか。

事務局長 確かに今までこのような記載の仕方はなかったかもしれませんが。まず3条の許可申請書が上がってきて、この中に権利の取得理由が記載されており、それをこの議案に転記しております。総会後に振興局に提出しますが、振興局から問合せがあるかはわかりません。

妹尾委員 このような書き方は初めてだったし、買う人も土地が土地なのでこんな書き方をしたのでしょうか。

議長 内容はこのようなことですが、農地自体が一般農家が欲しいという土地でないために、〇〇さんが放牧地として使ってくれた方が助かります。ただ今後太陽光パネルという話も出ているんですが、これからまだ先の話なので、その時に営農型太陽光パネルが良いのかどうかを、これからの問題になってくると思います。

妹尾委員 せめて書類を受ける段階で〇〇〇〇と理由を書いてくれるように指導した方がいいのではないのでしょうか。

これなら俺そんなつもりないよ、太陽光パネル付けるつもりだから〇〇〇〇と書いてないよと言われてたら、議決した農業委員会がお墨付きを与えるような悪い方向に使われかねない。

議長 今後〇〇〇〇の関係は、〇〇も変更して〇〇さんから別の方に代表権が変わっていることもありますので、今後注視をしていく。

そのようなことで、よろしいでしょうか。

それでは他に質疑ありますか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり決定されました。

(〇〇委員入室)

それでは次に、整理番号2の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に、整理番号3の質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
各委員	(質疑なしの声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。</p> <p>整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。</p> <p>整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号3は、原案のとおり決定されました。</p>
	<p>日程第8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p>
事務局長	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。</p> <p>農地法第5条第1項では、「農地を農地以外のものにするため、または採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項の本文に掲げる権利を設定し、または移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする転用のための権利移動の制限が規定されており、これによる農地転用許可を受けようとする者は、申請書を農業委員会に提出し、申請を受けた農業委員会は、その申請書に意見を付して、農林水産省令で定める期間内に都道府県知事に進達することとなっております。</p> <p>また、農業委員会が都道府県知事に意見を述べようとするときは、あらかじめ都道府県農業会議への意見聴取が必要とされており、30アールを超える農地転用の意見聴取は「必須」、30アール以下の農地転用の意見聴取は「任意」とされておりますが、北海道においては、30アール以下の農地転用についても、原則として農</p>

業会議へ意見聴取することとしております。

本案は1件の許可申請でございますが、申請者は茶内橋北東〇番地〇〇〇〇〇〇〇〇号館〇号、〇〇〇〇〇氏で、〇〇〇〇〇〇のため、〇〇〇〇〇氏所有地、〇〇〇㎡を使用貸借し、永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、妹尾委員、小椋委員、工藤委員、事務局2名により、〇月〇日に実施しております。

なお、本案は北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第2号様式で定める意見書を付して送付しようとするものでございます。

以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、概略につきましては前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前田主事 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

調査委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第2号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告
についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、
提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であつて、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、1点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であり、そのうちの売上が全体の50%を超えているか、3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は6件の報告でございますが、整理番号1は、霧多布西〇条〇丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇、整理番号2は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇、整理番号3は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇、整理番号4は、姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇、整理番号5は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇、整理番号6は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇でございます。

いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第3号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に整理番号2について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

妹尾委員 関係資料14ページの農業関係者以外の者で〇〇〇〇と書いてありますが、きちんと住所書いてもらうように指導して下さい。

事務局長 わかりました。以後気をつけます。

嵯峨委員 関連してこの〇〇〇〇さんですが、どのような形で運営形態に参加しているのか、従事しているようでもないのか、どのような形で関わっているのか。

事務局長 〇〇〇〇〇〇の社長から聞いた限りでは、株だけ持っていて、農作業は行っていないと聞いています。

小椋委員 本人は〇〇で〇〇〇をしていて、一部手伝いをしております。

議長 農繁期に運転手などで手伝っているということですか。

小椋委員 そうです。

議長 なおかつ株を〇〇パーセント取得しているということですね。

小椋委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に整理番号3について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に整理番号4について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

齋藤委員 整理番号4番〇〇〇〇のところの関係資料で、2の農地法第2条第3項第1号関係で、農業以外の関連事業にバイオマス発電が稼働していると思うが、記載する必要はないのですか。

議 長	バイオマス発電は稼働していれば、事業収入にも関連してきます。
宮 崎 委 員	今の段階では試運転で本格的に稼働した場合報告されると思います。
齋 藤 委 員	分かりました。
議 長	他に質疑ございませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に整理番号5について、質疑を行います。 質疑ありませんか。
阿 部 委 員	整理番号5番の〇〇さんですが、一人で牛を飼っているのですか。
議 長	従業員を雇っておりますが、従業員は構成員に入っていないなくても使うことはできます。個人株式会社で従業員や外国人の研修生を使っている場合は、この報告には従業員の報告義務はありません。
阿 部 委 員	わかりました。
議 長	他に質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に整理番号6について、質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
整理番号5は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。
整理番号6は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あつせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、売買1件、賃貸借1件、による利用権設定の申出でございますが、整理番号1は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号、〇〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡について、売買による利用権の移転、整理番号2は、西円朱別〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡について、賃貸借による利用権の設定でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (概略説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから議案第4号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。
調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思っております。
よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。
整理番号1については、農地部会の方々にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。
次に、整理番号2については、農地部会の方々にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
それでは、ただいま指名した農地部会に調整をお願いいたします。

日程第11 議案第5号 浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

本案については、令和〇年〇月〇日付け浜農振で、浜中町農業振興地域整備計画書の変更について、町長より意見照会があったものですが、

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定では、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と定められており、同法施行規則第3条の2の規定において、「市町村が農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものとする。」とされております。

今回の変更は、〇〇〇〇〇〇〇に伴う農用地区域からの除外を行おうとするものでございますが、整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては、農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (概略説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第5号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号 浜中町農業委員会委員の辞任についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第6号 浜中町農業委員会委員の辞任について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、〇〇〇委員から〇月〇日付けをもって退職したい旨の届出があったものでございますが、農業委員会等に関する法律第13条第1項では、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と規定されており、「正当な事由があることと、市町村長及び農業委員会の同意」があれば辞任は認められることとなります。

〇〇委員の辞任の理由は、「一身上の都合によるもの」でございますが、社会通念上の一般的な良識から、やむを得ないものであると判断され、また、農業委員会の同意については、ご本人を除く総会出席委員の過半数の賛成によって行うこととされております。

また、市町村長の同意につきましては、農業委員会での同意が得られましたならば、本総会終了後に農業委員会会長より文書で報告し、町長から同意書をいただく予定となっております。

なお、〇〇委員の辞任が同意された場合、委員に欠員が生じますが、浜中町農業委員会の委員の選任に関する規則第9条では、「罷免、失職及び辞任により委員に欠員が生じ、定数の3分の1を超えた場合は、この規則に定める手続に基づき、速や

かに委員を補充しなければならない。」と規定されており、欠員数が委員定数の3分の1を超えないことから、委員の補充は実施いたしません。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたとおり、〇〇委員より〇月〇日付けで退職願の出がありました。

〇〇委員におかれましては、令和5年7月より浜中町農業委員として活躍されてまいりましたが、一身上の都合により4月30日をもって退職したいという願い出がございました。

これから、〇〇委員の辞任について、御審議をいただきたいと思いますが、〇〇委員については、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、本案について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、辞任について同意することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、同意することに決定いたしました。

続きまして、農業委員の欠員に伴う議席番号の取扱いについて、お諮りしたいと思います。

欠員に伴う議席番号につきましては、前例によりまして、〇番をそのまま欠番とすることでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようですので、議席番号〇番を欠番とさせていただきます。

(〇〇委員入室)

議 長 日程第13 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会について、5月23日、木曜日、午前10時からを提案します。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、5月23日、木曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、5月23日、木曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第10回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦労さまでした。

時刻 午後0時00分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 白川英之

浜中町農業委員会 5番 小椋学

浜中町農業委員会 6番 阿部栄子